令和３年度第１回　児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

１　開催日時　令和３年４月６日（火）19：00～20：30

２　場　　所　大阪市役所本庁舎　屋上階会議室

３　出 席 者

＜委員＞

藤木委員長、曽我委員長代理、安藤委員、石塚委員、市原委員、井上委員、川原委員※、岸本委員※、笹倉委員、清水委員、野沢委員、古川委員、宮光委員、柳本委員、山下委員、澤村委員

※はオンライン出席

＜事務局（教育委員会事務局）＞

川本総務部長、橋本総務部連絡調整担当課長、東川総務課長代理

４　議　　題

(1)　運営要綱等の策定について

(2)　運営手法等について

５　議事要旨

橋本課長：ただいまから「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和３年度第一回委員会」を開催いたします。本日、委員長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます教育委員会事務局の総務課連絡調整担当課長の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、事前に委員の方々にご了解のもと、Web会議との併用をということで進めさせていただきます。それでは改めまして第三者委員会について説明させていただきます。資料の③をごらんいただきたいと思います。この第三者委員会は、いじめ防止対策推進法及び本市の執行機関の付属機関に関する条例に基づきまして、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置するものでございます。令和３年４月から本委員会を事前に委嘱した委員の皆様で構成する常設の委員会とし、事案発生後速やかに事案にかかる事実関係の整理や、学校及び教育委員会の対応について検証していただくことになります。本日はまず委員長代理の指名ののち、運営要綱、運営手法等についてご議論いただきたいというふうに考えております。議論を行うにあたりまして、参考事案の説明などにより当事者の個人情報等を取り扱うこととなります。資料⑧「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、当委員会につきましてもこのような個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えております。どの時点から非公開にするかという判断につきましては、委員の皆様にゆだねることとなりますが、本日傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中でご退出いただくことがございますことをあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様のお名前を五十音順で紹介させていただきます。お名前の紹介だけさせていただきたいと思います。資料①をご覧ください。恐れ入りますが、Ｗｅｂ会議でご参加の委員はお名前を紹介しました折に挙手をいただくということでお願いいたします。略歴につきましては、資料でご確認いただくこととし、本日はお名前の紹介のみとさせていただきます。「安藤　麻紀（あんどう　まき）委員」です。「石塚　謙二（いしづか　けんじ）委員」です。「市原　滋比古（いちはら　しげひこ）委員」です。「井上　寿美（いのうえ　ひさみ）委員」です。「川原　稔久（かわはら　としひさ）委員」です。「岸本　由起子（きしもと　ゆきこ）委員」です。「笹倉　千佳弘（ささくら　ちかひろ）委員」です。「澤村　律子（さわむら　りつこ）委員」です。澤村委員につきましては少し遅れられるということでお聞きしております。「清水　周（しみず　あまね）委員」です。「曽我　智史（そが　さとし）委員」です。「野澤　健（のざわ　たけし）委員」です。「藤木　邦顕（ふじき　くにあき）委員」です。「古川　知子（ふるかわ　ともこ）委員」です。「宮光　宗司（みやみつ　しゅうじ）委員」です。「柳本　千恵（やなもと　ちえ）委員」です。「山下　晃一（やました　こういち）委員」です。以上の、16名の委員の皆様で、常設化した第三者委員会を運営していただくことになります。なお、本日の開会に先立ちまして、４月１日付で委員の委嘱ということをさせていただいておりまして、委嘱状につきましては、別途送付させていただいておりますこと、この場で確認させていただきます。それでは、開催にあたりまして、総務部長の川本よりご挨拶を申し上げます。

川本部長：皆様こんばんは。教育委員会事務局総務部長川本でございます。よろしくお願いいたします。本日はご多用の折本委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、大阪市の学校におけるいじめ対策に、第三者委員会の委員としてご協力いただけますことにつきまして感謝申し上げます。大阪市では、「大阪市教育振興基本計画」のひとつの重要な目標といたしまして、安全で安心できる学校の実現というのを目標に、今いじめ対策は優先的に推進すべきものひとつであると認識しております。大阪市では、平成２５年に執行機関の付属機関に関する条例、資料にございますけれども、条例によりまして「児童等がその生命等に著しくしく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」を設置し、これまでのとりくみといたしましては、主に学校が初動調査を行いつつ保護者の意向を踏まえまして第三者委員会による調査を実施するというやり方をして参りました。しかしながら、学校は円滑な学校運営というものを優先しがちとなりますところから、被害生徒、保護者との関係が悪化するなどいたしまして、第三者委員会に移行する地点では相当な時間を要しているなと調査が長期化する一因にもなっているところでございます。これらのことから、昨年9月の総合教育会議におきまして、いじめ重大事案の対応について、市長と教育委員会で協議がなされました。今年度より、第三者委員会を常設化し、初動から調査を行うことで、事案の早期解決を図ることといたしました。このたび、第三者委員会を常設化することにより、これまで十分でなかった事案発生直後の初動段階での事実関係の整理や、学校及び教育委員会の対応の検証などを、客観的な視点で、専門家の皆様に行っていただけることで、いじめ事案の早期解決にもつながっていくものと考えております。本日は、皆様にご議論いただきまして、被害児童生徒及びその保護者の救済に向けた委員会の運営手法等を定めていただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

※澤村委員到着

橋本課長：それでは議事に移ってまいります。本委員会の議事進行につきましては「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第４条２項により委員長が行うとされております。本委員会の委員長につきましては、同条の第１項により委員の互選となっており、事前に委員の皆様にご意見を頂戴しておりましたが、藤木邦顕委員にお願いすることでよろしいでしょうか。

※異議なし

それでは藤木委員に委員長をお願いしたいと思います。

議事の進行の前に恐れ入りますが、藤木委員長から一言お願いいたします。

藤木委員長：皆さんどうも。委員長に指名いただきました藤木でございます。本委員会ではそれぞれこれまでにも、大阪市及び各市でも重大事案等第三者委員会等ご経験になった方々がたくさんご参加されていると伺っております。重大事案というものはもちろん、全体がなくなるというのが私たちの本来の目的ではありますけれども、残念ながら各市におきましても大阪市におきましてもいろんな事案が発生していることは皆さんご承知の通りだと思います。私たちは、今回常設委員会という中で、機敏に調査をかけて提言をして、学校現場及び教育委員会等に対しまして、適切な提言をしていじめのない学校づくりに少しでも貢献できればという思いで皆さんいらっしゃることと思います。本日も初動調査等に関する審議もありますように、今後とも各事案の調査はもちろんですけれど、調査の方向を決める第三者委員会の在り方等についてもまたご相談する機会がそれぞれあるかと思いますので、それぞれ皆さんの積極的なご参加をお願いして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

橋本課長：ありがとうございました。それでは、審議を始めていただく前に、事務局から常設化に伴う関係規定の改正についてというところでご説明をさせていただきたいと思います。

東川課長代理：失礼します。総務課長代理の東川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。令和３年４月改正の規定等につきましてご説明をさせていただきます。まず資料④についてご説明いたします。事案発生後に機動的に対応できうる体制とするため「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第２条を改正いたしまして、委員数を１５人以内から３０人以内といたしました。次に、資料⑤「大阪市いじめ対策基本方針」をご説明いたします。１ページをご覧ください。主な改正内容といたしましては３点ございます。まず１点目。第三者委員会が常設となること。２点目としまして、また本委員会で初動調査を担うこと、３点目としまして、初動調査完了後に被害児童生徒及びその保護者に結果を提示し、詳細な調査を実施するか意向を確認することなどの改正を行っております。改正箇所の詳細につきましては、２１ページ以降をご参照ください。改正に関する説明は以上でございます。

橋本課長：それでは、ここからの議事進行は藤木委員長にお願いしたいと存じます。

藤木委員長：それでは、議事に入ります前に、まず委員長代理を決めたいと思います。委員長代理については、規則第４条第３項の定めにより、委員長が指名することとなっておりまして、私としましては、現在もご就任いただいている弁護士の曽我委員に引き続き委員長代理をお願いしたいと考えますが、皆様のご意見を伺います。よろしいでしょうか。

※異議なし

それでは、異議なしということなので、曽我委員のほうよろしくお願いします。

それでは、審議に入りたいと思います。まずは「運営要綱等の策定について」ですが、事務局の方で案を作成しているようですので、説明をお願いします。

東川課長代理：まず、本委員会の運営要綱をご説明させていただきます。資料⑥をご覧ください。これまでに設置された部会の要綱と基本的に同内容で作成しております。まず、第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。次に、第2条におきまして、Ｗｅｂ会議による会議の開催について定めてございます。第３条では会議の招集に関する手続きについて定めております。第４条では会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続きについて定めております。第５条では、議事の進行について、第6条で関係者の出席、第７条で議事録の作成について、第8条では守秘義務を規定してございます。第９条では、委員が大阪市は調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しています。要綱案については以上となります。続きまして、資料⑦傍聴要領をご説明いたします。これはすでに策定されているものとなります。さきほど、要綱第４条の説明におきまして、本委員会は個人情報を取り扱う場合を除き原則公開することとしております。この要領は一定のルールの下で、市民の皆様に傍聴していただこうというもので、第１項において傍聴にあたっての手続き、第２項におきまして、傍聴者の順守事項、第３項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上となます。

藤木委員長：ありがとうございました。今ご説明のありました、運営要綱案及び傍聴要領についてご質問やご意見等はございますでしょうか。

※質問等なし

それでは、このただいま提案のありました運営要綱案について採択をかけたいと思います。事務局から示されました運営要綱案について特に異議がないように認めますので、本委員会の運営要綱としたいと思います。よろしいですか。どうもありがとうございます。次第の（２）運営手法等、本日の会議次第ですね、会議次第の運営手法等というところの審議、今後の委員会の調査方法や進め方等について審議を進めていきたいと思います。運営手法を決定するには、これまで発生した事案概要等を参考にしていきたいと考えますが、この場合は、資料⑧にあります、審議会等の運営及び設置に関する指針の中の第７、会議の公開について等がございますが、この会議の公開に関する第７の１の（１）のアですね。個人に関する情報であって、当該情報に含まれる情報により特定の個人を識別することができるものを扱うような会議については非公開にすべきだというものです。本委員会の会議について、ただいまより非公開の扱いとしたいと思いますが、それで皆さんの意見を伺いたいと思います。この地点より非公開にすることでよろしいでしょうか。

※異議なし

そしたらこの地点から非公開とさせていただきます。

橋本課長：しばらくお待ちください。

※傍聴者及び報道関係者退出

○　事務局より事案の経過や関係資料等について説明した。

○　調査手法等について検討を行った。